本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（内閣官房）

1　貨物自動車運送事業の取引の適正化を図る体制を強化するため、内閣府及び国土交通省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（経済産業省）

1　政府の所有する株式会社商工組合中央金庫の株式の円滑な処分を図るため、同社の株主資格を有する団体等を定めることとした。（第二条関係）

2　最近における同社の財務状況の改善に鑑み、政府の所有する株式一株に対する配当の政府以外の者の所有する株式一株に対する配当に対する割合を一〇分の一〇とすることとした。（第一五条関係）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、令和五年七月二四日から施行することとした。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四六号）（国土交通省）

一　道路運送車両法施行令の一部改正関係

再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における自動車登録番号標に係る封印の取付け等に関する道路運送法による国土交通大臣の権限について、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任することとした。（第一五条第七項関係）

二　消費税法施行令の一部改正関係

一般乗用旅客自動車運送事業のうち、当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして道路運送法第九条の三第三項の規定により定められた運賃等が適用されるものは、適格請求書発行事業者が適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる事業から除くこととした。（第七〇条の一一第二号関係）

三　施行期日

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年一〇月一日）から施行することとした。

◇生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二四七号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この1において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の旅館業法（2において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日（2において「施行日」という。）前においても、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くことができることとした。（第一条関係）

2　厚生労働大臣は、施行日前においても、新旅館業法第五条の二の規定の例により、指針（同条第一項に規定する指針をいう。以下同じ。）を定め、又は変更し、これを公表することができるようにするとともに、公表された指針は、施行日において同項の規定により定められ、同条第三項の規定により公表されたものとみなすこととした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和四年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和五年八月一日から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一五、三二五人」を「一五、三二七人」に改め、同表国土交通省の項中「五九、四四二人」を「五九、五二〇人」に改め、同表合計の項中「三〇四、〇二八人」を「三〇四、一〇八人」に改める。

附則第二項の表内閣府の項中「一五、三七二人」を「一五、三七四人」に改め、同表国土交通省の項中「五九、四九九人」を「五九、五七七人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十五号

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六条第一項第十二号、第五十条及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（議決権のある株式の株主の資格等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六条第一項第十二号に規定する政令で定める団体及びその直接又は間接の構成員は、次に掲げるものとする。

一　都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員

二　商工会議所又は日本商工会議所

三　商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会

第十五条中「三分の一」を「十分の十」に改める。